

令和元年度菊池市職員採用試験実施案内

令和元年7月5日

1 試験職種及び採用予定人員等

区 分	職 種	採用予定数	勤 務 先 及 び 職 務 内 容
大卒程度	事務職	5人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事する。
	土 木	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として専門の技術業務に従事し、一般行政事務にも従事する。
	建 築	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として専門の技術業務に従事し、一般行政事務にも従事する。
高卒程度	事務職	3人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、一般行政事務に従事する。
民間企業等経験者	ICT技術職	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として情報ネットワークの管理、運用、また一般行政事務にも従事する。
	土 木	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として専門の技術業務に従事し、一般行政事務にも従事する。
資 格 免 許 職	保健師	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として保健業務に従事し、一般行政事務にも従事する。
	社会福祉士	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として社会福祉業務に従事し、一般行政事務にも従事する。
	学芸員	1人程度	市長部局又は教育委員会等に勤務し、主として埋蔵文化財の調査等の職務に従事し、一般行政事務にも従事する。

2 受験資格

① 大学卒程度 [事務職]

昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者

イ 令和2年3月末までに大学を卒業する見込の者

② 大学卒程度 [土木職]

昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者

イ 令和2年3月末までに大学を卒業する見込の者

③ 大学卒程度 [建築職]

昭和62年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者

平成10年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア 学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者

イ 令和2年3月末までに大学を卒業する見込の者

④ 高等学校卒程度 [事務職]

平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

⑤ 民間企業等経験者 [ICT技術職]

昭和54年4月2日以降に生まれた者で、民間企業等において、「情報ネットワークの管理、運用等の職務」に関する技術職務経験年数が、平成24年7月1日から令和元年6月30日までの間に通算5年以上ある者

※ウェブデザイナーやシステムの営業等は対象外とする。

⑥ 民間企業等経験者〔 土 木 〕

昭和54年4月2日以降に生まれた者で、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（土木）の資格を有し、民間企業等における土木施工管理技士としての職務経験年数が、平成24年7月1日から令和元年6月30日までの間に通算5年以上ある者

⑦ 資格免許職〔 保健師 〕

昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有している者、又は令和2年3月末日までに取得見込の者

⑧ 資格免許職〔 社会福祉士 〕

昭和62年4月2日以降に生まれた者で、社会福祉士の資格を有している者、又は令和2年3月末日までに取得見込の者

⑨ 資格免許職〔 学芸員（埋蔵文化財） 〕

昭和54年4月2日以降に生まれた者で、学芸員（埋蔵文化財）の資格を有している者、又は令和2年3月末日までに取得見込の者

次のひとつに該当する者は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 菊池市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験資格（民間企業等経験者）の詳細について

- ① 受験資格における「職務経験」は、会社員、自営業者、公務員等としての経験が該当。
- ② 同一の企業・団体等で、休憩時間を除き週30時間以上の勤務が、1年以上継続してあることが必要。
※週当たりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間を意味する。個々の継続した経験が1年未満の場合は通算できない。
- ③ 育児休業や病気休業等、職務に従事していない期間は職務経験に含まない。
※休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1ヶ月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除く。
- ④ 最終合格発表後に職歴証明書等を提出する必要がある。職歴について証明できなかった場合は、合格を取り消す。

4 受験手続

①受付期間

令和元年7月29日(月)から8月16日(金)まで（土曜日、日曜日を除く）。郵送の場合は、8月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで。

②申込先

〒861-1392 菊池市隈府888番地 菊池市役所総務部総務課職員係

③申込手続

菊池市発行の申込用紙に必要事項を記入して、前記申込先に郵送又は持参すること。

郵送する場合は、受験票の返信用として82円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、必ず簡易書留郵便にし

て、封筒の表に「菊池市職員採用試験申込」と朱書して送付すること。

【インターネットで申し込む場合】

別紙の「電子申請の方法」をよく読んで申し込むこと。

【民間企業等経験者試験（ICT 技術職、土木）を申し込む場合】

申込用紙による申込み、インターネットによる申込みを問わず、別途「民間企業等経験者用《エントリーシート》」の提出が必要となる。必要事項を記入のうえ、菊池市役所総務部総務課職員係（〒861-1392 菊池市隈府 888 番地）へ持参または送付すること。なお、エントリーシートの提出期間は、上記「① 受付期間」に同じ。

④ 申込用紙の請求

【直接とりに行く場合】

申込用紙は、菊池市役所総務部総務課職員係及び各支所市民生活課に用意している。

【郵送により請求する場合】

郵便により請求する場合は、封筒の表に「菊池市職員採用試験申込用紙請求」と朱書し、140 円切手を貼った宛先明記の角 2 号（B 4 サイズ）の返信用封筒を同封のうえ、菊池市役所総務部総務課職員係（〒861-1392 菊池市隈府 888 番地）へ請求すること。なお、請求したい職種名（事務職（大卒）、事務職（高卒）、ICT 技術職（民間経験）、土木（民間経験）、保健師（資格免許）、社会福祉士（資格免許）、学芸員（資格免許））を封筒の表に併せて明記すること。

【ホームページからダウンロードする場合】

菊池市のホームページにアクセスして試験案内と申込用紙をダウンロードすること。トップページのキーワード検索にて「職員採用」又は「採用試験」を入力し検索すると、「令和元年度菊池市職員採用試験について」が表示される。申込用紙は A 4 サイズの厚手の紙（郵便はがき程度の厚さ）に印刷すること。

⑤ 受験票の交付

【持参・郵送で申し込む場合】

申込者には受験票を交付する。郵便による申込者には受験票を郵送するが、8 月 23 日（金）までに受験票が届かないときは、菊池市役所総務部総務課職員係に問い合わせること。

【インターネットで申し込む場合】

受験票と写真票は、審査終了通知メールの受信後から印刷可能。A 4 サイズの厚手の紙（郵便はがき程度の厚さ）に印刷後、写真票に写真を貼り付けて試験当日持参すること。8 月 23 日（金）までに受験票と写真票が印刷できないときは、菊池市役所総務部総務課職員係に問い合わせること。

5 試験の日時及び場所

試験	日 時	試験地	試験場	合格発表
第 1 次 試験	令和元年 9 月 22 日（日） 午前 8 時 30 分	大津町	熊本県立 翔陽高等学校	10 月下旬、合格者のみに通知するほか菊池市役所掲示場に掲示する。
第 2 次 試験	令和元年 11 月上旬 （予定）	菊池市	菊池市役所	11 月下旬、合格者・不合格者ともに通知するほか合格者は菊池市役所掲示場に掲示する。

（注）第 1 次試験の際は、受験票、筆記具（HB の鉛筆・消しゴム等）及び上履きを持参すること。

なお、時計を持参する場合は、計時機能だけのものに限る。

6 試験内容

① 第1次試験

程度 (職種)	試験種目	出題内容
大卒程度 (事務) (土木) (建築)	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式の筆記試験
	専門試験 (事務)	①憲法、②行政法、③民法、④経済理論、⑤経済政策・経済事情、⑥財政学・金融論、⑦社会政策（社会福祉・社会保険など社会保障と雇用）、⑧政治学・行政学、⑨国際関係、⑩社会学・教育学、に関する択一式の筆記試験（10分野中、8分野選択制）
	専門試験 (土木)	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画含む。）、材料・施工
	専門試験 (建築)	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
高校卒程度 (事務職)	教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式の筆記試験
	適性試験	事務職員としての適応性を、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から見る択一式の筆記試験、職務への対応や対人関係面での性格特性を見る択一式の筆記試験
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
民間経験 (ICT) (土木)	教養試験 (職務基礎力試験)	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野についての択一式の筆記試験 ※公務員試験対策は不要
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
保健師 (資格免許)	教養試験 (短大卒程度)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式の筆記試験
	専門試験	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
社会福祉士 (資格免許)	教養試験 (短大卒程度)	時事、社会・人文に関する一般知識、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う択一式の筆記試験
	専門試験	社会福祉概論（社会保障及び介護含む）、社会学概論、心理学概論
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
学芸員 (資格免許)	教養試験 (職務基礎力試験)	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野についての択一式の筆記試験 ※公務員試験対策は不要
	専門試験	歴史学、民俗学及び考古学等に関する専門的知識等についての筆記試験
	性格特性検査	公務員に求められる六つの資質について性格特性をみる検査
作文試験		受験者全員について、公務員として必要な文章による表現能力についての筆記試験

- (備考) 1. 大卒程度（事務職・土木・建築）試験及び資格免許試験（保健師・社会福祉士・学芸員）については、教養試験と専門試験、高卒程度（事務職）試験については、教養試験と適性試験のいずれか一方が一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。また、民間企業等経験者（ICT技術職、土木）については、教養試験が一定の合格点に達しない者は、他の試験の成績にかかわらず不合格となる。
2. 作文試験は第1次試験で実施するが、採点は第2次試験の採点の際行うので、作文試験の成績は、第1次試験の可否の評価には含まれず、第2次試験の可否の評価に含まれる。

② 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行う。

区 分	内 容
人物試験	人柄などについての個別面接等による試験

(注) 試験を途中で棄権した者又は理由なく欠席した者は不合格となる。

7 合格から採用まで

- ① この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に記載され、主に令和2年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定する。この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和2年11月29日までである。

なお、採用辞退等を考慮して「補欠合格者」を決定することがある。「補欠合格者」は、令和2年11月29日を有効期限とする採用候補者名簿に登載されるが、必ず採用になるとは限らないので注意すること。

- ② 資格免許職については、採用時まで資格を取得しない場合、任命権者において採用しない。

- ③ 採用された場合の標準的な初任給は、

「大学卒程度（事務職）」	180,700円	
「大学卒程度（土木職）」	180,700円	
「大学卒程度（建築職）」	180,700円	
「高等学校卒程度（事務職）」	148,600円	
「民間企業等経験者（ICT）」	208,000円	程度 ※4大卒、職務経験5年の場合
「民間企業等経験者（土木）」	208,000円	程度 ※4大卒、職務経験5年の場合
「資格免許職（保健師）」	161,300円	
「資格免許職（社会福祉士）」	161,300円	
「資格免許職（学芸員）」	170,100円	

なお、上記の初任給は、学歴、職歴等により別途算定される場合がある。このほか、条例等の定めにより期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給される。

8 試験についての問い合わせ先

〒861-1392 菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課職員係

電話 0968-25-7204 (FAX 0968-25-5720) Eメール : soumu@city.kikuchi.lg.jp

9 試験結果の開示

第1次試験及び第2次試験の科目別得点、総合得点及び総合順位について受験者本人のみに開示する。

なお、開示期間は第1次試験及び2次試験ともに合格発表の翌日から1ヶ月間とし、電話又は郵送による開示の請求は、原則、受け付けない。また、開示を求める際は、受験票、合否通知書、運転免許証、学生証等、本人であることを証明できる書類を提示すること。